

旭保予第902号
令和7年12月17日

各医療機関の長様

旭川市保健所長 山口 亮
(保健予防課担当)

医療機関における性感染症患者等へのHIV検査の協力依頼について

日頃から本市の保健衛生行政の推進につきまして、格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年12月1日付け旭保予第833号にて通知済みの「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の改正」では、早期診断につながる検査機会の確保として、感染経路を同じくする他の性感染症との同時検査を提供する取組を促進することが重要であるとされています。

当市においては、性感染症の発生が多く、特に梅毒については近年急増傾向にあります。性感染症に罹患するとHIVに感染するリスクが高まり、これまでに梅毒と同時にHIV感染症に罹患しているケースもありました。

医療機関での診療時におけるHIVスクリーニング検査は、HIV感染症の早期発見のために貴重な機会であり、「性感染症の疑いまたは既往があるとき」や「HIV感染またはエイズ発症を疑う症状があるとき」のHIV検査は保険適用となります。

つきましては、リーフレットを作成しましたので、院内で周知いただき、性感染症の疑いがある時は、HIV検査に御協力をお願いいたします。

1 リーフレット 別紙参照

2 旭川市ホームページへの掲載について

上記内容については、本市ホームページ「感染症に関する通知 令和7年度」に掲載しております。

ホームページ 事業者向け（右上メニューから）> 健康・福祉・子育て・学校> 医療機関・薬局等> お知らせ>
「感染症に関する通知 令和7年度」

（<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/iryoukikanyakkyoku/osirase/d081829.html>）

(連絡先)

保健所保健予防課感染症対策係

TEL 25-9848